

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.1

分類:A-1 支配一領知

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世174	A1	文治5(1189)年11月18日	(判物)	欠	欠	智満寺安堵状		コピー	状	1	28
近世175	A1	天正3(1575)年8月15日	禁制 智満寺領	欠	欠	竹木の伐採を禁止		原	状	1	28
近世176	A1	安政3(1856)辰年4月吉日	日記扣帳	島田在大津庄尾川村	なし	本田、新田、本田諸引等の米穀量を記載 尾川村支配代官名(元和~明和)を記す		原	横	1	28

分類:A-2 支配一法令

近世177	A2	寛延2(1749)巳年8月	被仰渡御請印書 尾川村扣	尾川村組頭:宇兵衛、伝左衛門、 百姓代 孫助 外村百姓37名連印	嶋田御役所	今度尾川村は嶋田役所の支配下におかれることになり、その為、村々として注意すべきことを箇条書に示す。内容は従来と変わらないが念のため。	山田家文書 尾川8-13	原	縦	1	28
近世178	A2	天保13(1842)寅年正月	御触ニ付村中取締連印帳 尾川村	喜右衛門 外百姓14名連印	役人中	村々に質素儉約の励行を要請されたことに対して、その励行を誓う。	山田家文書 尾川6-7	原	縦	1	28
近世179	A2	安政2(1855)卯年正月	御触に付村中取締連印帳	為吉 外15名の百姓連印	村御役人中	御触の内容(天保年中に出た儉約令を実行する。但し、地震での被害地は別格とする)を守ることを村の百姓が誓う。	山田家文書 尾川6-11	原	縦	1	28
近世180	A2	欠(江戸時代)	欠(お触書)	なし	なし	婦人の着物、櫛等の着用制限など、百姓の生活制限について記載		原	縦	1	28

分類:B-1 土地一検地

近世181	B1	寛文5(1665)巳年5月17日	駿州千葉山智満寺領高之覚	長谷川藤兵衛	寺社御奉行所	高43石2斗 御蔵入高外にて 前々より寺納め		原	状	1	28
近世182	B1	寛延4(1751)未年3月	駿河国志太郡尾川村高反別仕訳帳	尾川村組頭:宇兵衛、伝左衛門 百姓代:孫助	嶋田御役所	尾川村:田畑反別17町8反4畝6歩余り、高206石5斗2升9合、新田畑反別1町8反7畝22歩、高10石1斗2升8合、三俣新田反別・高(省略)	山田家文書 尾川6-2	原	縦	1	28
近世183	B1	宝暦3(1753)酉年9月	当酉起返小前帳 尾川村	尾川村名主:宇兵衛、組頭:伝左衛門、 百姓代:孫助	なし	損地高の内、起返しの分、場所、田地面積、耕作者名を記入	山田・天野 原-62	原	横	1	28
近世184	B1	明和6(1769)丑年8月	田畑高反別書上帳 志太郡尾川村	尾川村名主宇兵衛、組頭:孫兵衛、 百姓代:与兵衛	御役所	尾川村:高93石6斗9升6合、反別8町9畝12歩、同所新田高4石6斗2升6合、反別8反5畝4歩、三俣新田高5石5斗6升8合、(反別略)	山田家文書 尾川6-4	原	縦	1	28
近世185	B1	明和7(1770)寅年8月	御検見相談連判證文之事	次兵衛、外9名あ(以下欠)	欠	当寅の検見に付き、村役人、百姓立合にて相談・内見する。お上の見方が済むまで異議申し立てはしないことを約定。	山田・天野 原-64	原	状	1	28
近世186	B1	明和8(1771)卯年10月	田畑高反別帳 懸河領志太郡尾川村	なし	なし	尾川村高93石6斗9升6合、反別8町9畝12歩半、村新田高4石6斗2升6合。反別8反5畝4歩、三俣新田高5石5斗6升8合、反別(省略)	山田家文書 尾川6-5	原	縦	1	28
近世187	B1	文政元(1818)寅年12月	尾川邑掛川領反別	なし	なし	場所、田畑等級ごとに、反別・分米を記載する。	山田伊平氏文書 尾川村	原	横	1	28
近世188	B1	安政3(1856)年4月	古荒反別書上帳	尾川村組頭:宇兵衛、百姓代:林蔵	地方御役所	当村の水帳に照合して、古荒反別を調べたもの	山田伊平氏文書 尾川村	原	横	1	28
近世189	B1	明治6(1873)年2月	元智満寺領高反別小前書上帳、元社寺領上地書上帳 智満寺・尾川村	戸長:岡村勘兵衛 外2名	静岡県参事	名請人ごとに田畑等級、反別、地代等を記載。元社寺領上地書上帳は旧畑等級反別の他に、散田米を記載。 ※文書の破損が目立つ	山田伊平氏文書 尾川村	原	横	1	28
近世190	B1	明治7(1874)年4月	旧社寺領上地願書上 第6大区11の小区志太郡尾川村	戸長:山田宇兵衛、副戸長:中川久六	静岡県権令:大迫貞清	尾川村下の社寺が所有する土地を書上	山田・天野 原-115	原	綴り	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.2

分類:B-2 土地一免租地

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世191	B2	明和2(1765)酉年5月	前々諸引高反別書上帳 駿州志田郡尾川村	尾川村名主:宇兵衛、組頭:孫兵衛、百姓代:与左衛門	嶋田御役所	荒地:尾川村1石6斗4合、同所新田1石4斗2升8合、三俣新田4石6升3合	山田家文書 尾川6-3	原	縦	1	28
近世192	B2	明治3(1870)午年8月	新古荒地引取調書上帳	尾川村名主:宇兵衛外1名	静岡郡政御役所	各百姓の持分ごとに新荒れ(赤字)、古荒(黒字)の分を区別して書き入れ。	山田家文書 尾川7-12	原	縦	1	28

分類:B-4 土地一所有地

近世193	B4	享保12(1727)未年11月6日	畑かえ合證文之事	落合村助藏、同村請人;源左衛門	尾川:宇兵衛	今度、慶寿寺を隠居するに付き、その所持する新田畑、下畑と貴方が同所に所持する畑、本田と交換することを談合で決定する。	山田・天野家 文書 原-33	原	状	1	28
-------	----	-------------------	----------	-----------------	--------	--	-------------------	---	---	---	----

分類:C-1 貢租一年貢

近世194	C1	寛永21(1644)申年11月15日	尾川村可納申御年貢米割付之事	長谷川藤兵衛	庄屋、百姓中	高206石3斗6升、取米合105石7斗8升5合		原	状	1	28
近世195	C1	正保4(1647)亥年11月15日	尾川村可納亥ノ御年貢米之事	長谷藤兵衛	庄屋百姓中	田畑屋敷共に、高206石3斗6升、取米114石3斗5升5合		原	状	1	28
近世196	C1	慶安4(1651)年11月15日	尾川村可納卯ノ御年貢米之事	長谷藤兵衛	庄屋百姓中	田畑屋敷共:高206石3斗6升、取米89石4升5合(5ツ3分)		原	状	1	28
近世197	C1	寛文4(1664)辰年11月15日	尾川村可納辰之御年貢米之事	長谷藤兵衛	庄屋百姓中	田畑屋敷共:高206石4斗2升9合、取米合計76石3斗8升		原	状	1	28
近世198	C1	安政3(1856)年11月吉日	辰御年貢割合帳 掛川領 山田伊平氏蔵	欠	欠	名請人ごとに石高、取米を記載する	山田家文書 尾川	原	横	1	28
近世199	C1	安政6(1859)未年4月	古キ御免状写シ 志太郡大津庄野田村壱村分	山田宇兵衛(写)	なし	元和5年より天保11年に至る免状を書き写し一冊にまとめたもの	山田家文書 尾川	原	縦	1	28
近世200	C1	文久元(1861)年12月	当西御年貢皆済勘定目録 志太郡尾川村	略	略	文久元年、2年、3年、慶応元年の皆済勘定目録が1冊に綴込み。	山田家文書 尾川7-5	原	縦	1	28
近世201	C1	なし(江戸時代)	なし	駿州志太郡尾川村	なし	免状の控えとして記録したもの。	原131(2)	原	綴り	1	28
近世202	C1	なし(江戸時代)	なし	駿州志太郡尾川村	なし	免状の控えとして記録したもの。	山田・天野 原-131(1)	原	綴り	1	28
近世203	C1	なし(江戸時代)	瑞雲寺文書類	略	略	※年貢皆済目録を多く綴っているが年代不明。その他近代文書もあり、すべて下書き。綴りを解くと断簡に類するものもある。		原	横	1	28
近世204	C1	欠(江戸時代)	卯御年貢皆済目録(尾川村)	欠	なし	納入合計:米69石2升4合、金39両2分、永74文1厘	山田家文書 尾川8-14	原	縦	1	28
近世205	C1	明治2(1868)巳年8月8日	辰御年貢米請取覚	大井三録	なし	「米61、俵7分8厘3毛、尾川村」との記載あり。		原	状	1	28
近世206	C1	明治3(1870)午年11月	御預り申社寺免状之事	落合村天王社寺 長谷川三郎兵衛	尾川村 宇兵衛、安五郎	天王社・向富寺領の取米はそれぞれの檀家世話人が受取り、預かる。	山田・天野 原-109	原	状	1	28
近世207	C1	明治4(1871)未年	御蓄積米御預證之事	尾川村名主:安五郎、外三役	郡方御役所	当午年の物成20文の1の蓄積米預かりについて記す。		原	綴り	1	28
近世208	C1	明治5(1872)申年3月	田方起返し取下免奉願上候 志太郡尾川村	名主:山田宇兵衛、組頭:仲川久四郎、百姓代:山田弥七	静岡御庁	去る午年に大雨洪水があり荒地化する。そこで寅(慶応2)年より午(明治3)年の5年間の下免を許可されたが、未だ地味回復せず、あと5年間の下免を願う	山田家文書 尾川8-7	原	縦	1	28
近世209	C1	明治5(1872)壬申年11月	御割付 駿河国志太郡尾川村	なし	なし	壬申年の租税、米金を書上。		原	綴り	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.3

分類:C-1 貢租一年貢

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世210	C1	明治6(1873)年9月27日	前欠	戸長:山田宇平 外4名	静岡県参事 南部広弟	当村の定免について、明治6年以後書面の貢米を年限中に上納することを約す。	山田・天野原-111	原	綴り	1	28
近世211	C1	明治6(1873)年9月	定免増米増免書上帳 元三井元太田領分志太郡尾川村	戸長:山田宇平、副戸長:中川久四郎	静岡県参事 南部広弟	道代、溝代、川欠、荒地について、無免にて起返し成ったばかりの地味の悪い所は下免に、元太田総次郎、元三井万三郎知行所の方は増米を願ひ上げる。	山田家文書尾川	原	縦	1	28
近世212	C1	明治6(1873)年10月19日	御蔵敷地書上	尾川村戸長、副戸長	静岡県参事 南部広弟	敷地絵図、旧草高、田畑貢米を別紙に記載する。		原	綴り	1	28

分類:D-1 村制・戸口・村概況

近世213	D1	元禄9(1696)子年2月朔日	隣村への道のり(尾川村)	なし	岡右衛門へ	尾川村の東西南北隣村への道のりを示す		原	状	1	28
近世214	D1	文久2(1862)壬戌年	覚	尾川村組頭:宇兵衛	稲崎十左衛門、犬塚市郎右衛門	「本家7軒」を報告、元治2年も同様に報告する。	山田・天野家文書 原-99	原	状	2	28
近世215	D1	慶応4(1868)辰年8月	村差出明細帳	尾川村組頭:宇兵衛、百姓代:由兵衛	掛川御役所	領主の質問に応じる形で村の様子を答申したもので、村高は勿論、用水水引の川秣場(4か村の入会)、大津谷川の普請所、嶋田宿の助郷等を書上。	山田家文書尾川7-10	原	縦	1	28

分類:D-2 村制・戸口・村政

近世216	D2	天保14(1843)癸卯年4月	差上申添書証文之事	尾川村借主:宇兵衛、外組頭	千葉山善蔵	当村名主伝四郎が御納米を使い込み、弁納金困窮に付き、永3貫472文、5分6厘代納してくれたことに対する返済証文。	山田・天野家文書	原	状	2	28
近世217	D2	天保14(1843)卯年6月	相渡申田地証文之事	尾川村百姓組頭:吉五郎外15名	落合村 八郎右衛門	先年、上納米先納金として当村名主伝四郎が金4両2朱と永67文借用したが、指定期限迄返済出来ず、質物の田地(分米2石7斗8升6合)を永代渡しとする	山田・天野家文書 原-82	原	状	1	28
近世218	D2	嘉永4(1851)亥年7月吉日	取極一札請印形帳 尾川村	太田撰津守様領知組頭:宇兵衛、百姓代:林蔵、三井善三郎様知行所組頭:吉五郎、百姓代:豊八、	なし	近年、百姓の入会地の使用が乱れている。これを糺すべく、村役人が説得し百姓を納得させる。	山田家文書尾川	原	縦	1	28
近世219	D2	万延元(1860)申年11月	借用金子証文之事	尾川村借主:宇兵衛その他親類証人全15名	嶋田宿 平左衛門	村方難渋に付き、野田村の佐次右衛門を仲介として金子92両借用。但し、年々米23俵ずつ返済。質物は田地。	山田・天野家文書 原-91	原	状	1	28
近世220	D2	慶応4(1868)辰年9月	願書留 名主 宇兵衛	略	略	当年違作に付き減免願ひ、当村高取調(尾川村)、御法度厳守の約定等の下書きを綴込み	原104	原	綴り	1	28
近世221	D2	欠(江戸時代)子年正月	乍恐以書付奉願上候	尾川村庄屋 清蔵	矢部賢司	今度、宇兵衛と改名したい旨、願ひ届ける。	山田・天野家文書	原	状	1	28
近世222	D2	欠(江戸時代)巳年2月1日	乍恐以書付奉願上候	尾川村庄屋:宇兵衛	矢部賢司	老年に付き庄屋退役、その後に組頭まかなを推薦する。	山田・天野原-132	原	状	1	28
近世223	D2	明治5(1872)申年6月2日	御達ニ付書上帳、志太郡尾川村	名主:山田宇平、組頭中川久四郎、百姓代:山末孫七	静岡御庁	去未御年貢金上納書上、元社寺境内坪付数書上、田畑上下の反値段書上・奉請取證書の事の4文書を綴込み	山田家文書尾川8~4	原	縦	1	28

分類:D-3 村制・戸口・村入用

近世224	D3	安永8(1779)亥年11月	一札之事	尾川村 宇兵衛	落合村 長左衛門	公金返済のため、金40両を借用。担保は坪付通り。	山田家文書尾川	原	状	1	28
近世225	D3	文化6(1809)巳年2月	借用申金子手形之事	尾川村百姓代預主:孫右衛門、同村組頭證人清蔵、庄屋證人と兵衛	掛川中町 市郎右衛門	金10両、辰諸入用ニ差し詰まり、利息年1割3歩で借用、当巳11月晦日までに返済を約す。	山田家文書尾川	原	状	1	28
近世226	D3	文化13(1816)子年11月	借用申金子之事	尾川村金子借主:宇兵衛、同村組頭:与右衛門	島田大津十路 平左衛門	年貢上納のため、金子10両を借用する。質物は上田4反5畝歩		原	状	1	28

## 地区番号:3 地区名:大津

NO.4

分類:D-3 村制・戸口・村入用

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世227	D3	文政元(1818)寅年12月	質物ニ相渡シ田地證文之事	庄屋:宇兵衛、与右衛門、外8名	千葉 源蔵	金3両3分を、酉年まで7年季にて、村方諸入用のため借用する。質物は下田1反9畝3歩。	山田・天野家文書	原	状	1	28
近世228	D3	文政元(1818)寅年12月	質物相渡シ田地證文之事	尾川村庄屋:宇兵衛、与右衛門、外7名	千葉 藤蔵	金2両3分、村方諸入用のために借用。酉年まで7年季にて返済。質物は下田7畝18歩。	山田・天野原-76	原	状	1	28
近世229	D3	文政元(1818)寅年12月	質物ニ相渡シ田地證文之事	尾川村庄屋:宇兵衛、与右衛門、外百姓8名連名	千葉 藤蔵	6両2分を、酉年まで7年季にて、村方諸入用として借用。質物としては、三俣の新田の内、高2石6斗7升の地。	山田・天野原-75	原	状	1	28
近世230	D3	天保8(1837)酉年	奉拝借金子之事	宇兵衛 外42名	当村御役人	大凶作で穀物を食い尽くしたため、金30両2分3朱、永26文5分借用。	山田家文書尾川	原	状	1	28
近世231	D3	嘉永5(1852)子年11月	借用申金子證文之事	尾川村金借主米蔵 外6名	野田村 佐次右衛門	子年の上納金に差し支え、金19両3分借用。質物は別紙に掲載する。	山田家文書尾川	原	状	1	28
近世232	D3	慶応3(1867)卯年10月6日	社寺信心得御守御下リニ付村中割合帳	なし	なし	必要金品とその割り当て人名を、「覚」として記載する。※紙の破損著しい	山田家文書尾川	原	横	1	28
近世233	D3	欠(江戸時代)	覚	なし	なし	必要金銭と人名を列挙する。		原	状	1	28
近世234	D3	明治2(1869)年12月27日	已諸入用帳	大多福代吉	尾川村御役人衆中	日付入りで出費、細目を記載する。		原	綴り	1	28
近世235	D3	明治5(1872)壬申年3月	去未村入用夫錢書上覚 志太郎尾川村	尾川村名主:山田宇兵衛、組頭: 中川久四郎、百姓代:山本孫七外 3名	静岡御庁	明治4年の村入用費を書き上げる。合計:967貫750文、高213石8斗、但し、高1石に付き銭4貫526文	山田家文書尾川8-3	原	縦	1	28
近世236	D3	明治6(1873)年	欠	なし	なし	申蔵物揚高記(明治6年)、以書付奉申上候(金納願)、酉産物揚高記(明治7年)の3点を綴込み。	山田文書尾川8-11 未発見・旧2877	原	綴り	1	28

分類:D-4 村制・戸口・戸口

近世237	D4	安政2(1855)卯年正月	取替一札之事	本田豊前守領分志太郎(虫食い) 庄屋:瀬右衛門	尾川村御役人中	尾川村の達蔵(5才)は当村の藤三郎の孫養子に縁組決定につき、人別送り状。	山田・天野原-86	原	状	1	28
近世238	D4	安政4(1857)巳年正月	宗門書替一札之事	三井善三郎知行所 尾川村庄屋 豊八	野田村御役人中	尾川村の利七が野田村利右衛門の養子に縁組決定につき、人別送り状。	山田・天野原-87	原	状	1	28
近世239	D4	安政5(1858)午年6月14日	人別御改帳	掛川領尾川村組頭 宇兵衛(扣)	なし	男女・人数と名請人を列挙する。	山田・天野原-88	原	横半	1	28
近世240	D4	安政5(1858)戊午年	駿州志太郎尾川村五人組帳	組頭:宇兵衛、百姓代:林蔵	なし	五人組の四組の名前を列挙する	山田家文書尾川	原	横	1	28
近世241	D4	安政5(1858)戊午年	禅宗宗旨御改判形帳 (尾川村)	益津郡坂本村林叟院末寺志田郡 大草村天徳寺(後欠)	なし	人数計89人(男48人、女41人)	山田家文書尾川7-2	原	縦	1	28
近世242	D4	安政5(1858)戊午年	増減帳 (志太郎尾川村)	尾川村以下欠	なし	天徳寺の檀那で「増人の覚」と「減人の覚」に分けて、その人名を記す。増減は女性の方が著しい。	山田家文書尾川7-1	原	縦	1	28
近世243	D4	安政5(1858)戊午年	他国行證文 (尾川村)	尾川村組頭:宇兵衛、百姓代:林 蔵	なし	宗旨改めの時期にあたって、当村で他国に奉公に出た者を記載し報告する	山田家文書尾川7-3	原	縦	1	28
近世244	D4	安政7(1860)申年5月	書替一札之事	尾川村庄屋:安五郎	御役人	吉左衛門の娘「いよ」が竹蔵と縁組成立に付き、人別送り状。		原	状	1	28
近世245	D4	文久2(1862)戌年正月	書替一札之事	相賀村庄屋:治右衛門	尾川村御庄屋中	当村丑太郎が尾川村の清左衛門を相続するので、人別送り状。	山田・天野原-93	原	状	1	28
近世246	D4	文久2(1862)戌年2月	乍恐以書付奉願上候 外	尾川村百姓源左衛門、組頭:宇兵 衛、嶋田宿組頭:政左衛門	なし	伝六が嶋田宿権七の養子に内縁決定。そのための人別送り状	山田・天野原-94	原	状	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.5

分類:D-4 村制・戸口

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世 247	D4	文久2(1862)壬戌年	禅宗宗旨御改判形帳 (尾川村)	天徳寺	なし	すべて天徳寺檀那で、人数合計89名。男48名、女41名。	山田家文書	原	縦	1	28
近世 248	D4	文久2(1862)壬戌年	差上申一札之事	尾川村百姓代:林蔵、同村組頭: 宇兵衛	なし	この度の人別改めで、男女共皆間違いないことを報告する。	山田・天野 原-95	原	状	1	28
近世 249	D4	文久4(1864)子年正月	書替一札之事	野田村庄屋:才蔵	尾川村御役人中	この度伊左衛門の娘”は子”が当村の倉蔵の妻に縁組決定。そのため人別引取状	山田・天野 原-96	原	状	1	28
近世 250	D4	元治元年(1864)子年4月	乍恐以書付奉願上候	尾川村百姓:林蔵、組頭:宇兵 衛、横岡新田村:松兵衛	小林良平、尾川村組頭御役人 中	横岡村新田の文吉の娘”きく”が当村房吉の妻に縁組決定。そのため人別送り状	山田・天野 原-97	原	状	1	28
近世 251	D4	元治元年(1864)子年	禅宗宗旨御改判形帳 志太郎尾川村	益津郡坂本村林叟院寺院 志田 郡大草村天徳寺	太田徳次郎様御内 山岸左 膳、久松小弥太 外4名	人数計92名、男52名 女40名	山田家文書	原	縦	1	28
近世 252	D4	元治2(1865)乙丑年	差上申一札之事	尾川村組頭:宇兵衛、百姓代:林 蔵	青木権之丞 外2名	宗門改めに付き、指示の通り惣百姓に読み聞かせる。	山田・天野 原-98 未確 認仮NO1076	原	状	2	28
近世 253	D4	慶応2(1866)寅年正月	乍恐以書付奉願上候	尾川村百姓:亀右衛門、組頭:宇 兵衛、道悦島庄屋:藤蔵	名波門吉、御役人中	姉”やよ”が道悦島村の源蔵の妻に内縁決定。そのための 願い状	山田・天野 原-100	原	状	1	28
近世 254	D4	慶応2(1866)寅年正月	乍恐以書付奉願上候	尾川村百姓:九郎右衛門、組頭: 宇兵衛、名主:弥右衛門	名波門吉、御役人中	榛原郡相川村の”とみ”と結婚に付き願い状。同年に許可さ れる。	山田・天野	原	状	1	28
近世 255	D4	慶応3(1867)卯年正月	乍恐以書付奉願上候 外	尾川村百姓嘉右衛門、組頭:宇兵 衛、島田宿組頭:平左衛門	名波門吉、尾川村御役人中	尾川村の甚太郎が島田宿の由左衛門の養子になるに付き 願い状。	山田・天野 原-102	原	状	1	28
近世 256	D4	慶応3(1867)卯年10月	乍恐以書付奉願上候 外	尾川村百姓:亀右衛門、組頭:宇 兵衛、名主:安五郎	名波門吉 尾川村御役人衆中	尾川村の嘉右衛門の倅乙吉を亀右衛門の弟として引取るに 付き願い状	山田・天野 原-103	原	状	1	28
近世 257	D4	明治2(1869)巳年2月8日	御達に付改名覚	尾川村名主:宇平 外3名	郡御役人	尾川村30名の名主、百姓の改名届け	山田・天野 原-105	原	綴り	1	28

分類:E-1 諸産業-農業

近世 258	E1	明治4(1871)辛未年4月	乍恐以書付奉願上候	尾川村名主:宇兵衛 外3名	勸農御掛り様御役所	当地内の字三ッ俣という所は先年より荒地となっている。この 場所を再開発したいので許可を願いたい。	山田家文書 7-13	原	縦	1	28
近世 259	E1	明治5(1872)申年2月16日	茶畑切開植付覚、尾川村々中	なし	なし	それぞれの百姓(名前記載)が人足(63人)を使い、合わせて、 2石2斗6升の茶種を植付ける(場所の記載はなし)。	山田家文書 尾川8-1	原	縦	1	28
近世 260	E1	明治6(1873)年	欠(申蔵物揚高記)外	尾川村戸長 山田宇平	なし	申蔵物揚高記(明治6年)、金納願(明治6年)、酉産物揚高 記(明治7年)の3点を綴込み	山田家文書 8-11	原	綴り	1	28

分類:E-2 諸産業-小作

近世 261	E2	宝永6(1709)丑年8月29日	手形之事	大草村庄屋:藤左衛門、同村組 頭:吉左衛門	尾川村 久左衛門 六郎左衛 門	従来尾川村に存在する我等名請地で、尾川村の久左衛門 と六郎左衛門に年5~6ヶ月働いてもらっていたが、今後は そちらの希望通り金子にて済ませる。	山田・天野 原-1	原	状	1	28
-----------	----	------------------	------	--------------------------	--------------------	---	--------------	---	---	---	----

分類:E-3 諸産業-入会

近世 262	E3	安政7(1860)申年3月	大津山近返済之仕様 山田伊平氏蔵	なし	なし	尾川村、大津村、落合村、野田村の借高返済金の仕様を示 す。他に、万延元年の返金方(横帳)を綴込む	山田家文書	原	横	1	28
-----------	----	---------------	---------------------	----	----	---	-------	---	---	---	----

分類:E-4 諸産業-林業

近世 263	E4	欠(江戸時代)	欠(恐ニ御座候得共申上候)	なし	なし	千葉山居住の者達は昔より杣採りを生計として来た。この 際、智満寺に入り、境目を明確にしたい。		原	状	1	28
-----------	----	---------	---------------	----	----	---	--	---	---	---	----

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.6

分類:F-1 商業-一般

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世 264	F1	安政2(1855)年10月	当卯秋仕切口上帳	尾川村扱人	野田村清助	米穀量とその名前を列挙する		原	綴り	1	28
近世 265	F1	慶応2(1866)寅年10月	覚	なし	野田清助	秋仕切帳の一種		原	綴り	1	28
近世 266	F1	欠(江戸時代)戊辰7月23日	覚	前田亘十	尾川村隘取年番中	木綿繻料請取書	山田・天野 原-128	原	状	1	28
近世 267	F1	欠(江戸時代)巳年12月	覚	大和屋勘兵衛	なし	酒代金請取の金子を月日順に記載する。	山田家文書	原	横	1	28
近世 268	F1	明治6(1873)酉年5月	覚	茶原買主 長右衛門	相賀村 天野勘左衛門	茶原2ヶ所(但し生葉)9両にて買取。		原	状	1	28

分類:F-2 商業-金融

近世 269	F2	元禄2(1689)巳年極月2日	しき渡ス手形之事	落合村名主:源左衛門、證人:太兵衛門、源五郎	尾川村 長左衛門	当巳の年貢納入に困り田地売渡し。	山田・天野 原-3	原	状	1	28
近世 270	F2	元禄6(1693)酉年12月13日	手形之事	山主:彦右衛門、請人:六郎右衛門	宇兵衛	当酉の年貢納入に困り山林売却。	山田・天野 原-4	原	状	1	28
近世 271	F2	元禄6(1693)酉年12月25日	手形之事	山主:八兵衛、請人:左衛門	長左衛門	金3分、酉年貢に差し詰まり借用。担保は山林。	山田家文書 尾川	原	状	1	28
近世 272	F2	元禄7(1694)戌年12月23日	手形之事	山主:口兵衛、請人:孫兵衛外1名	長右衛門	金3分3朱、戌年貢に差し詰まり借用。担保は山林。	山田家文書 尾川	原	状	1	28
近世 273	F2	元禄7(1694)戌年12月	手形之事	山主:久右衛門、請人:太郎左衛門	長右衛門	金子3分500文、戌年貢に差し詰まり借用。担保は山林。		原	状	1	28
近世 274	F2	元禄8(1695)亥年11月19日	手形之事	尾川村田地主:孫太夫、請人:孫右衛門、五郎右衛門	宇兵衛	年貢賄いにつき、金2両3分借用。担保は上田。	山田・天野 原-5	原	状	1	28
近世 275	F2	元禄8(1695)亥年12月29日	山手形之事	山主:六郎兵衛、請人:奥兵衛	長左衛門	金1両、年貢賄いのため借用。担保は山林。	山田家文書 尾川	原	状	1	28
近世 276	F2	元禄9(1696)子年11月28日	手形之事	尾川村山主:六郎兵衛、請人:孫右衛門	宇兵衛	当子の年貢納入に差し詰まり金子2分2朱調達。そのため山林手放し。	山田・天野	原	状	1	28
近世 277	F2	元禄9(1696)年12月20日	畑質流シ相済申手形之事	落合村:源五郎、同村:作右衛門	尾川村:宇兵衛	金300文、年貢諸役に差し詰まり借用するも期限までに返済不能、新田7歩質流れ。	山田家文書 尾川	原	状	1	28
近世 278	F2	元禄9(1696)子年極月28日	手形之事	尾川村畑主:孫右衛門、同所請人:孫兵衛	宇兵衛	当子の年貢、3分1上納のため金子2分2朱借用。担保は新田畑27歩	山田・天野 原-7	原	状	1	28
近世 279	F2	元禄10(1697)丑年2月6日	手形之事	地主:助左衛門、請人:勘左衛門	宇兵衛	子年貢納入のため新田24歩を渡し金1分を調達。	山田家文書 尾川	原	状	1	28
近世 280	F2	元禄10(1697)丑年12月10日	手形之事	尾川村畑主:孫太夫、同請人:五郎右衛門	宇兵衛	当丑の年貢納入に差し詰まり、新田畑28歩を差し渡し、金子1分2朱調達。	山田・天野 原-8	原	状	1	28
近世 281	F2	元禄10(1697)丑年12月25日	相渡申山手形之事	尾川村借主:五兵衛、同村證人:孫兵衛	宇兵衛	丑年貢納入に差し詰まり、金1両2分312文にて山林差し渡し。	山田家文書 尾川	原	状	1	28
近世 282	F2	元禄11(1698)寅年12月8日	手形之事	地主:久衛門、證人:法蔵寺	宇兵衛	銭500文にて畑売渡し。	山田家文書 尾川	原	状	1	28
近世 283	F2	元禄11(1698)寅年極月20日	手形之事	大草村田地主:惣次郎、次郎右衛門、請人:次郎兵衛	宇兵衛	当寅年の年貢納入に差し詰まり、金子14両にて上田4反8歩を売却。	山田・天野 原-9	原	状	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.7

分類:F-2 商業-金融

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世 284	F2	元禄11(1698)寅年極月20日	手形之事	大草村田地主:惣次郎、次郎右衛門、請人:次郎兵衛	宇兵衛	当寅の年貢納入に差し詰まり、上田、中田、上畑、下畑等を売却、金子8両を請取。	山田・天野原-10	原	状	1	28
近世 285	F2	元禄11(1698)寅年12月26日	相渡申山手形之事	山主:五兵衛、請人:孫兵衛	宇兵衛	当寅の年貢納入のため、山(境界を示す)を金2両にて差し渡す。	山田・天野原-11	原	状	1	28
近世 286	F2	元禄11(1698)寅年12月28日	相渡シ申山手形之事	尾川村山主:六郎太夫、同請人:定十	宇兵衛	寅年貢に差し詰まり、金1両2分にて山林差し渡し。	山田家文書尾川	原	状	1	28
近世 287	F2	元禄12(1699)卯年12月2日	売渡シ申畑手形之事	尾川村売主:長蔵、證人:孫右衛門、五郎右衛門	宇兵衛	卯年貢に差し詰まり金2分2朱にて田畑合1畝6歩差し渡し。	山田家文書尾川	原	状	1	28
近世 288	F2	元禄12(1699)卯年12月4日	相渡シ申山手形之事	尾川村山主:五郎兵衛	宇兵衛	当卯年貢納入のため金1分2朱にて山林相渡し。	山田・天野原-12	原	状	1	28
近世 289	F2	元禄12(1699)卯年12月5日	前欠(田地證文)	落合田地主源右衛門 請人:源兵衛	尾川:長左衛門	卯年貢に差し詰まり、田3反2畝29歩を抵当にして金7両2分を調達、	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 290	F2	元禄12(1699)卯年12月14日	相渡シ申山手形之事	尾川村山主:六郎太夫、同村請人:長蔵、二平	宇兵衛	年貢納入に差し詰まり、山林を抵当にして、金2両3分を調達	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 291	F2	元禄12(1699)卯年12月20日	手形之事	尾川村田地主:久右衛門、同請人:太郎左衛門、勘右衛門	宇兵衛	卯年貢納入に差し詰まり、上田2反5畝28歩を抵当にして金11両を調達。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 292	F2	元禄12(1699)卯年極月28日	手形之事	尾川村山主:与七郎同村請人:角兵衛	宇兵衛	当卯の年貢納入のために、山林を担保に金子3分を借用。	山田・天野原-13	原	状	1	28
近世 293	F2	元禄13(1700)辰年1月29日	手形之事	尾川村田地主:六郎右衛門、同村證人:六郎兵衛	尾川村:長右衛門	卯年貢納入に差し詰まり、上田2反1畝6歩を抵当にして、金4両1分2朱を調達。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 294	F2	元禄13(1700)辰年7月25日	山手形之事	尾川村山主:六郎右衛門、同村請人:角兵衛	宇兵衛	当辰の年貢納入のため、代金2分にて山林を売却する。	山田・天野原-14	原	状	1	28
近世 295	F2	元禄13(1700)辰年12月20日	質物ニ相渡シ申畑手形之事	畑渡主:惣(虫食い)	(虫食い)郎兵衛	辰年貢納入に差し詰まり、下畑1畝22歩、下畑14歩を抵当にして、金3分を調達する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 296	F2	元禄14(1701)巳年12月28日	山手形之事	尾川村山主:太郎左衛門、同村請人:善四郎	長左衛門	巳年貢に差し詰まり、山林を抵当にして金1両を調達	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 297	F2	元禄15(1702)午年極月22日	手形之事	田売主:次郎兵衛、同断:理右衛門	尾川村:宇兵衛	巳年貢納入に差し詰まり、上田2反2畝を9両で売渡す。	山田・天野原-15	原	状	1	28
近世 298	F2	宝永2(1705)酉年10月29日	手形之事	畑渡主:孫助、同請人:理右衛門	尾川村:宇兵衛	酉年貢諸役納入のため、下畑2畝9歩を金2分600文で売却する	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 299	F2	宝永6(1709)丑年12月28日	借用申手形之事	落合村名主:八郎右衛門、尾川村證人:九郎左衛門	尾川村:宇兵衛	丑年貢納入に差し詰まり、上田7畝歩を担保として、新金1両を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 300	F2	宝永7(1710)寅年11月29日	手形之事	大草村畑主:惣次郎、同村:次郎兵衛	尾川村:宇兵衛	畑を担保にして借用して来た金子、返済不能のため質流れとなる。畑の評付を列挙する。	山田・天野原-16	原	状	1	28
近世 301	F2	宝永7(1710)寅年12月6日	手形之事	尾川村:太郎左衛門、同村請人:孫兵衛	当村九郎左衛門、宇兵衛、無尽中間衆	三郎兵衛殿の無尽を都合をつけて、当方にまわしてもらった。その質物として、田畑を売券とする。(坪付を明示する)。	山田・天野原-17	原	状	1	28
近世 302	F2	宝永7(1710)寅年12月11日	手形之事	落合村:源右衛門、同村請人:源兵衛	宇兵衛	寅年貢納入に差し詰まり、田1反17歩を抵当にして金3両を調達する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 303	F2	正徳元(1711)年	相渡申田地手形之事	尾川村田地主:九左衛門、同村證人:勘三郎、善六郎	宇兵衛	年貢納入に差し詰まり、上田6反9畝13歩の手形を渡し、金23両を調達する	山田家文書尾川村	原	状	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.8

分類:F-2 商業-金融

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世304	F2	正徳2(1712)辰年1月12日	借用申金子之事	藤枝木町:利右衛門	大津小川村:宇兵衛	金5両を借用。担保記載はなし	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世305	F2	正徳2(1712)辰年12月24日	借用申金子之事	落合村借主:仁右衛門 同村請人:庄左衛門	尾川村:宇兵衛	辰年貢納入に差し詰まり、金3分借用。担保は下田1反歩	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世306	F2	正徳3(1713)巳年極月	売渡申山手形之事	売主:善八 請人:長兵衛	宇兵衛	当巳の年貢納入に差し詰まり、金1両にて山売渡し。	山田・天野 原-18	原	状	1	28
近世307	F2	正徳4(1714)午年5月10日	山手形之事	売主:助蔵 請人:弥右衛門		去る巳の年貢納入に差し詰まり、代金1分2朱にて山林売渡し。	山田・天野 原-19	原	状	1	28
近世308	F2	正徳4(1714)午年極月20日	田地手形之事	尾川村田地主:長兵衛、同村請人:角兵衛外2名	当村 宇兵衛	当午年大草・尾川両村への年貢上納が出来ず、大草村にある拙者持高(坪付を記載)を金23両2分にて売り渡す。	山田・天野 原-20	原	状	1	28
近世309	F2	正徳4(1714)午年12月22日	山手形之事	尾川村:長兵衛、同請人:利兵衛	宇兵衛	午年貢納入に差し詰まり、山林を抵当として金2両を調達する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世310	F2	正徳5(1715)未年12月3日	山手形之事	売主:助右衛門、請人:伝三郎、弥兵衛	宇兵衛	未年貢納入に差し詰まり、山林を抵当として、金4両を調達する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世311	F2	正徳5(1715)未年12月18日	田地手形之事	尾川村田地主:長兵衛、同村請人:角兵衛、法蔵寺	宇兵衛	未年貢納入に差し詰まり、上・中田合4反5畝9歩を抵当に、金10両を調達する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世312	F2	正徳5(1715)未年12月25日	田地手形之事	尾川村田地主:善八、同村請人:法蔵寺	尾川村:宇兵衛	未年貢諸役に差し詰まり、田地3反2畝29歩を抵当として、金8両1分2朱を調達。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世313	F2	正徳5(1715)未年12月28日	何り上ケ金之事	宇兵衛	利兵衛	年貢諸役に要するため、上田1反2畝9歩、下畑1畝18歩を担保に、金6両を借用する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世314	F2	正徳5(1715)未年12月28日	何り上金之事	宇兵衛	清左衛門	年貢諸役納入のため、中田1反3畝12歩、下畑1畝24歩を担保にして、金2両を借用する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世315	F2	正徳5(1715)未年12月	相渡山手形之事	売敷人:新兵衛 請人:庄太夫	宇兵衛	未年貢納入のため、山林を渡し、金1両3分2朱を調達する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世316	F2	享保元(1716)申年12月20日	山手形之事	売主:善八 請人:辰右衛門	宇兵衛	年貢の賄いのために、山林を抵当にして金1両2分を調達する	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世317	F2	享保元(1716)申年12月26日	永之相渡シ申畑手形之事	尾川村畑主:長兵衛、同村請人:利兵衛	当村宇兵衛	年貢の賄いのために、下畑2畝16歩を手放し、金3分を調達する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世318	F2	享保元(1716)申年極月28日	田地山手形之事	尾川村売主:九郎左衛門、同村請人:善六	宇兵衛	申年貢納入出来ず、上田1反3畝24歩と山林を添えて、金9両2分にて売却する。	山田・天野家 原-21	原	状	1	28
近世319	F2	享保2(1717)酉年12月27日	山手形之事	売主:伝三郎、請人:彦右衛門	宇兵衛	当酉の年貢上納のために、金1両3分2朱にて山林を売渡す。	山田・天野 原-22	原	状	1	28
近世320	F2	享保3(1718)戌年4月10日	売渡シ申畑手形之事	大草村売主:加兵衛	尾川村宇兵衛	年貢諸役に差し詰まり、下畑8歩を200文で売り渡す。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世321	F2	享保3(1718)戌年12月25日	田地志敷手形之事	田地主:長九郎、證人:辰右衛門、善八	宇兵衛	年貢納入に差し詰まり、上田1反5畝7歩2を、金5両にて売り渡す。	山田・天野 原-23	原	状	1	28
近世322	F2	享保4(1719)亥年12月25日	田地志敷手形之事	尾川村売主:六兵衛、請人:定右衛門	宇兵衛	亥年貢諸役納入のため、上畑5畝7歩を抵当にして、金1両2分を調達する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世323	F2	享保4(1719)亥年12月26日	手形之事	畑主:長兵衛、請人:利兵衛	宇兵衛	亥年貢賄いのために、下畑2畝16歩を抵当にして、金1両を調達する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世324	F2	享保5(1720)子年3月27日	請(證)文の事	小左衛門 請人:九郎右衛門	尾川村:宇兵衛	以前、借用の金子は返済出来ないため、担保に入れた上畑を質流れとする。	山田・天野 原-24	原	状	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.9

分類:F-2 商業-金融

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世 325	F2	享保5(1720)子年12月13日	借用申金子之事	尾川村借主:番兵衛	尾川村:宇兵衛	子年貢納入のため、金子2分を借用する。質物としては、我が屋敷残らず渡すものとする。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 326	F2	享保5(1720)子年12月25日	田地しき手形之事	田地しき主:長兵衛、請人:法蔵寺外	尾川村:宇兵衛	子年貢納入のため、上田2反1畝5歩を担保に4両2分を借用する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 327	F2	享保5(1720)子年12月28日	田地敷手形之事	畑主:尾川 辰右衛門 同所請人:法蔵寺	当村:宇兵衛	子年貢上納のため、上畑3畝4歩を担保に新金3分を調達する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 328	F2	享保6(1721)丑年1月20日	相渡山之事	売主:善八、請人:長兵衛、角兵衛	宇兵衛	年貢上納のため、金3分2朱にて山林売渡し。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 329	F2	享保6(1721)丑年2月5日	相渡山之事	山売主:善八、請人:長兵衛	尾川村:宇兵衛	年貢上納のため、新金2分2朱にて山林売渡し。	山田・天野 原-25	原	状	1	28
近世 330	F2	享保6(1721)丑年12月20日	相渡畑之事	尾川村売主:勘三郎、同村請人:九郎左衛門	尾川村:宇兵衛	丑年貢に差し詰まり、金2分2朱にて、蔵敷あとを渡す。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 331	F2	享保6(1721)丑年極月28日	借用申手形之事	落合村借主:多兵衛、同村請人:重郎兵衛	尾川村:宇兵衛	丑の年貢納入のため、新金3両3分と1貫文借用。その代償として、米5斗を寅年より酉年まで8年間納め続ける。質田は下田1反5畝歩。	山田・天野 原-26	原	状	1	28
近世 332	F2	享保6(1721)丑年12月	相渡申畑之事	尾川村:三郎兵衛、同村請人:兵左衛門	宇兵衛	上畑6畝5歩を渡して、新金2両1分を調達する。	山田・天野 原-27	原	状	1	28
近世 333	F2	享保7(1722)寅年1月23日	預り申す金子之事	預主:善左衛門、請人:六左衛門	宇兵衛	上納金不足のため金2両を借用。担保は散田米。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 334	F2	享保7(1722)寅年12月25日	山手形之事	売主:長兵衛、請人:弥右衛門	宇兵衛	寅年貢上納のため、山林を手放し、金1両2朱を調達する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 335	F2	享保8(1723)卯年12月20日	相渡申手形之事	尾川:辰右衛門、請人:与兵衛	当村:宇兵衛	銭800文で担保物件売渡し。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 336	F2	享保8(1723)卯年12月20日	志敷手形之事	屋敷主:六兵衛、請人:辰右衛門、丑兵衛	尾川村:宇兵衛	年貢上納のため、屋敷1畝24歩を担保として、新金2分と800文を借用する	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 337	F2	享保8(1723)卯年12月	手形之事	大草村田地渡主:与五右衛門、組頭證人:九郎左衛門	宇兵衛	質物になっていた田地はすでに天徳寺に渡してしまったので、代わりに、上田1反1畝28歩を差し渡す。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 338	F2	享保9(1724)辰年正月29日	相渡山之事	売主:辰右衛門、請人:与兵衛、法蔵寺	宇兵衛	年貢納入のため、新金1両1分1朱にて、山、新田、下々畑を売り渡す。	山田・天野 原-29	原	状	1	28
近世 339	F2	享保10(1725)巳年12月21日	手形之事	野田村田地主:多二兵衛、同村請人:弥右衛門	尾川村:宇兵衛	巳ノ年貢上納のため、新金2両2分2朱にて、上田1反3畝23歩を売り渡す。	山田・天野 原-30	原	状	1	28
近世 340	F2	享保11(1726)午年12月20日	山手形之事	山売主:忠兵衛、請人:次兵衛	尾川村 宇兵衛	年貢納入に差し詰まり、金1両2分にて山林を売り渡す。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 341	F2	享保11(1726)午年12月28日	相渡申田地之事	尾川村売主:善六、同村請人:九郎左衛門	宇兵衛	午の年貢上納のため、代金2両2分にて上田9畝24歩を年季質売りとする。	山田・天野 原-31	原	状	1	28
近世 342	F2	享保12(1727)壬未年正月23日	手形之事	山主:利兵衛、請人:久右衛門	宇兵衛	金1両2分にて山林手放し。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 343	F2	享保12(1727)未年正月26日	手形之事	尾川村田畑主:勘右衛門、当村請人:九郎左衛門	当村:助左衛門	去る午の年貢納入のため、上田、上畑を代償として金子2分を受け取る。	山田・天野 原-32	原	状	1	28
近世 344	F2	享保12(1727)未年11月6日	相渡畑之事	落合村売主:与左衛門、同村證人:源十郎	尾川村 宇兵衛	未年貢諸役の納入のため、400文にて下畑12歩を売却する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.10

分類:F-2 商業-金融

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世 345	F2	享保12(1727)未年12月8日	名立ちニ相渡シ申畑手形之事	落合村田地主:太次夫、同村證人:平四郎	尾川村:宇兵衛	年貢納入のため、金子3分2朱にて、本田、新田合せて1畝27歩を永売渡す。	山田・天野原-34	原	状	1	28
近世 346	F2	享保12(1727)未年極月20日	相渡畑之事	売主:清左衛門、請人:文右衛門	卯兵衛	年貢納入のため、金子500文にて、新田・下畑16歩を売却する。	山田・天野	原	状	1	28
近世 347	F2	享保12(1727)未年12月22日	相渡山之事	売主:与四兵衛、請人:権介	宇兵衛	未の年貢上納のため、金1分にて、山林1枚を売却する。	山田・天野原-35	原	状	1	28
近世 348	F2	享保14(1729)酉年極月	手形之事	借主:忠右衛門、請人:角兵衛、銀右衛門	宇兵衛	酉の年貢上納のため、上田1反1畝14歩を担保に、金子1両2分2朱を借り受ける。	山田・天野原-37	原	状	1	28
近世 349	F2	享保15(1730)戌年12月29日	山手形之事	山売主:助左衛門、請人:清左衛門	宇兵衛	年貢上納のため、金1両2分にて、山林を売却する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 350	F2	享保18(1733)丑年2月	相渡申畑之事	畑主:久兵衛、請人:助左衛門	宇兵衛	年貢諸役に必要なため、新田・下々畑を相渡し、代金150文を受け取る。	山田・天野原-38	原	状	1	28
近世 351	F2	享保18(1733)丑年7月12日	田地敷手形之事	田地主:忠右衛門、請人:角兵衛、銀右衛門	尾川村 宇兵衛	丑の年貢納入のため、上田1反1畝14歩相渡し、金子2両を受け取る。	山田・天野原-40	原	状	1	28
近世 352	F2	享保18(1733)丑年7月	山手形之事	山主:勘右衛門、請人:九郎左衛門	宇兵衛	年貢納入のため、山林相渡し、金子2分を受け取る。	山田・天野	原	状	1	28
近世 353	F2	享保19(1734)寅年3月16日	相渡申山手形之事	尾川村山主:善六郎、同村請人:九郎左衛門	尾川村:宇兵衛	丑の年貢納入に支障をきたし、山を相渡し、金子3分2朱を請取。	山田・天野原-41	原	状	1	28
近世 354	F2	元文元(1736)辰年6月	山手形之事	山主:久兵衛、請人:伝兵衛、證人:伝四郎	尾川村:伊右衛門	年貢上納のため、山林を相渡し、金子2分を受け取る。	山田・天野原-42	原	状	1	28
近世 355	F2	元文元(1736)辰年12月	相渡シ申田地手形之事	尾川村田地渡主:長右衛門 同村請人:銀右衛門、外2名	請取人:宇兵衛	未の年貢納入に差し詰まり、上田1反2畝1歩を相渡し、金8両3分を受け取る	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 356	F2	元文2(1737)巳年12月20日	永売渡シ申山手形之事	尾川村山売主:次兵衛、請人:彦右衛門、組頭:九郎左衛門	尾川村:伊右衛門	巳の年貢納入に差し詰まり、山相渡し、文金2分、銭360文を受け取る。	山田・天野原-43	原	状	1	28
近世 357	F2	元文3(1738)午年正月20日	売渡し申山手形之事	山売主:太郎右衛門、請人:清左衛門	尾川村:伊右衛門	巳の年貢上納のため、銭1貫文にて山を売却する。	山田・天野原-44	原	状	1	28
近世 358	F2	元文3(1738)年1月20日	売渡申山手形之事	山売主:与右衛門、證人:清左衛門	尾川村:伊右衛門	年貢納入に差し詰まり、文金3分にて、山林売却。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 359	F2	元文3(1738)午年3月1日	證文之事	山主:勘右衛門、請人:九左衛門	宇兵衛	年貢上納のため、山林を相渡し、金子600文を調達する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 360	F2	元文3(1738)午年10月	永々相渡シ申山手形之事	山主:右左衛門、請人:清左衛門	伊右衛門	年貢納入に差し詰まり、金子1分にて山林相渡し。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 361	F2	元文3(1738)午年11月	相渡シ申山手形之事	尾川村山主:太郎左衛門 請人:清左衛門	尾川村:伊右衛門	午年貢に差し詰まり、山林相渡し、金1分を調達する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 362	F2	元文3(1738)午年12月	永々相渡シ申山手形之事	林主:次兵衛、請人:清次郎	伊右衛門	午年貢納入に差し詰まり、金3分にて山林を永久に手放す。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 363	F2	元文4(1739)未年1月	永々相渡申畑手形之事	地主:右左衛門、請人:清左衛門	伊右衛門	未年貢納入に差し詰まり、金3分にて田地を永久に手放す。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 364	F2	元文4(1739)未年8月	相渡シ申畑手形之事	畑主:久右衛門、證人:清左衛門、五郎兵衛	伊右衛門	未年貢納入に差し詰まり、銭800文にて下畑2畝8歩を相渡す。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 365	F2	元文4(1739)未年9月4日	覚	長治郎	(欠)	金子合計3両2分を借用した人名(5名)を記す。	山田・天野	原	状	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.11

分類:F-2 商業-金融

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世 366	F2	元文4(1739)未年12月	相渡シ申す田地手形之事	田地渡主:角兵衛、請人:法蔵寺	宇兵衛	年貢の上納のために、上田9畝1分を質物として渡し、金子5両3分を借用する	山田・天野原-45	原	状	1	28
近世 367	F2	元文5(1740)申年2月16日	五年季ニ売渡申田地手形之事	尾川村田地売主:五郎右衛門、請人;清次郎、名主:三郎兵衛	慶寿寺	年貢納入のために、田地3反16歩を5年季に売渡し、代金5両を受け取る。	山田・天野原-46	原	状	1	28
近世 368	F2	元文5(1740)申年12月14日	質物ニ相渡申田地手形之事	田地渡主:伝左衛門、證人:孫兵衛、名主:三郎兵衛	宇兵衛	年貢上納のため、上・中田4反相渡し、文金4両1分を受け取る。	山田・天野原-47	原	状	1	28
近世 369	F2	元文5(1740)申年12月	別紙添證文之事	尾川村:五郎右衛門、證人:清次郎、名主;宇兵衛	慶寿寺	諸賄いに難儀しているために、田地を抵当にして、金1両1分を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 370	F2	寛保元(1741)酉年極月19日	相渡シ申林手形之事	尾川村林主:小左衛門、伊太村請人:伝七郎	尾川村:宇兵衛	酉の年貢納入のために、林を相渡し、銭800文を受け取る。	山田・天野原-48	原	状	1	28
近世 371	F2	寛保元(1741)酉年12月23日	借用申金子手形之事	林主:清左衛門、證人:清八郎	宇兵衛	年貢納入に差し詰まり、林・屋敷・山一ヶ所を担保にして、金2分を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 372	F2	寛保元(1741)酉年12月26日	相渡申山手形之事	山渡主:九郎左衛門、證人:孫兵衛、法蔵寺	宇兵衛	年貢上納のために、上田2反1畝23歩を渡し、金7両を調達する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 373	F2	寛保元(1741)酉年12月	質物ニ相渡申田地手形之事	畑渡主:伝兵衛、證人:清八郎	宇兵衛	酉の年貢上納に差し詰まり、新田下畑20歩と下々畑1畝15歩を質物にして、金2分を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 374	F2	寛保元(1741)酉年12月	売渡シ申山手形之事	山渡主:伝兵衛、證人:清八郎	宇兵衛	酉の年貢納入に差し詰まり、金1分2朱にて山林を売り渡す。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 375	F2	寛保元(1741)酉年12月	質物相渡シ申田地手形之事	田地渡主:伝左衛門、證人:孫兵衛、名主:三郎兵衛	宇兵衛	酉の年貢納入に差し詰まり、質物の田地合4反7畝2分を相渡し、金7両を調達する(坪付けも記載する)。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 376	F2	寛保元(1741)酉年12月	売渡申田地手形之事	田地売主:慶寿寺、請人:尾川村九郎左衛門外3名	宇兵衛	寺入用のため、田地3反16歩(坪付け記載)を、金5両2分にて売渡し。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 377	F2	寛保元(1741)酉年12月	質物ニ相渡シ申田地手形之事	田地渡主:九郎左衛門、請人:法蔵寺	宇兵衛	酉の年貢上納のため、上田1反6畝21歩を質物として、金子3両を借用する。	山田・天野原-50	原	状	1	28
近世 378	F2	寛保元(1741)酉年12月	相渡シ申田地手形之事	田地渡主:源七、請人:彦右衛門、名主:三郎兵衛	宇兵衛	酉の年貢に差し詰まり、上田5畝4歩を質物として、金子2両を借用する。	山田・天野原-49	原	状	1	28
近世 379	F2	寛保2(1742)戌年12月	質物ニ相渡シ申田地手形之事	田地渡主:九郎左衛門、證人:法蔵寺、名主:三郎兵衛	宇兵衛	戌年貢に差し詰まり、上田9畝6歩、下田10歩を質物として、金1両2分を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 380	F2	寛保2(1742)戌年12月	質物ニ相渡申田地手形之事	田地渡主:九郎左衛門 證人:清次郎	欠	年貢納入に差し詰まり、上田9畝15歩を質物として、金2両1分2朱を借用。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 381	F2	寛保3(1743)亥年12月	借用申金子之事	借主:徳右衛門、:法蔵寺	宇兵衛	下田4反6畝16歩を質物として、文金2両2分を借用。借用理由の記載なし。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 382	F2	寛保3(1743)亥年12月	相渡申山手形之事	清三郎、清八郎	宇兵衛	亥年貢納入のため、後山と屋敷を相渡し、金1両3分と700文を借用する。	山田・天野原-52	原	状	1	28
近世 383	F2	延享3(1746)寅年12月	売渡申山手形之事	山渡主:伝左衛門、證人:徳右衛門	宇兵衛	年貢上納のため、金8両で山林売渡し。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世 384	F2	寛延3(1750)午年8月	売渡申山證文之事	山売主:弥次兵衛、證人:助左衛門	善右衛門	年貢上納のために、代金1貫300文で山林を手放す。	山田・天野原-55	原	状	1	28
近世 385	F2	寛延3(1750)午年12月	売渡申山手形之事	山渡主:清八、證人:徳右衛門、市助、文左衛門	宇兵衛	午年貢納入のため、金子1両3分2朱にて山1枚を売り渡す。	山田・天野原-56	原	状	1	28
近世 386	F2	宝暦元(1751)未年3月	借用申金子之事	借主:伝左衛門、證人:法蔵寺、徳右衛門	宇兵衛	2割の利息にて、金2両を借用する。10月には利息共に、米にて島田3丁目の六右衛門店に届ける。	山田・天野原-58	原	状	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.12

分類:F-2 商業-金融

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世387	F2	宝暦元(1751)未年12月	質物ニ相渡申田地證文之事	与四兵衛	法蔵寺	中田1反1畝3歩を質物として、当未の暮れより巳年まで10年季にて金子3兩借用する。	山田・天野原-60	原	状	1	28
近世388	F2	宝暦元(1751)未年12月	質物ニ相渡申畑證文之事	畑渡主:清次郎、證人:法蔵寺	宇兵衛	末年貢納入に差し詰まり、下畑1畝28歩を質物として、金1兩700文を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世389	F2	宝暦元(1751)未年12月	質物ニ相渡申田地手形之事	田地渡主:惣七、證人:徳右衛門	宇兵衛	末年貢納入のため、下田1畝歩を質物として、金子1兩2朱を借用する。	山田・天野原-61	原	状	1	28
近世390	F2	宝暦元(1751)未年	借用申金子之事	金子借主:伝左衛門、證人:孫助外2人	宇兵衛	末年貢納入のため、上田5反2畝18歩を質物として、利息1割5分で金5兩を借用する。	山田・天野原-59	原	状	1	28
近世391	F2	宝暦6(1756)子年11月(閏)	質物ニ相渡申田地手形之事	田地渡主:久兵衛	宇兵衛	子の年貢納入のため、下田3畝6歩を質物として、金2兩800文借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世392	F2	宝暦8(1758)寅年12月	永売渡申田地證文之事	田地渡主:喜右衛門、證人:市郎兵衛	宇兵衛	寅の年貢納いのために、上田4畝10歩、上畑1畝4歩を金1兩2朱にて売り渡す。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世393	F2	明和5(1768)子年2月	借用申金子之事	法蔵寺、宇兵衛 外3名	徳右衛門	拙寺のふき替え元金に差し詰まり、六兵衛屋敷を残らず質物として、金1兩を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世394	F2	明和5(1768)子年2月	借用申金子之事	尾川村借主:徳右衛門、證人:市助、与左衛門	落合村長左衛門	止むを得ない理由により金3分を借用する。”先様より受取候手形、質物に書入置申候”との記載あり。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世395	F2	明和5(1768)子年11月	借用申金子證文之事	尾川村金子借主:宇兵衛、證人:半右衛門、親類:伝左衛門	落合村:長左衛門	年貢上納のため、上田を質物として、金20兩を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世396	F2	明和6(1769)丑年11月1日	覚	落合村長左衛門	尾川村 宇兵衛	借金の返済に付き、請取證文を返却する	山田・天野原-63	原	状	1	28
近世397	F2	明和6(1769)丑年12月	借用申金子證文之事	尾川村借主:宇兵衛、同所請人:半左衛門 外2名	落合村 長左衛門	丑年貢に差し詰まり、上田8反4畝11歩(坪付の記載あり)を担保として金20兩を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世398	F2	安永4(1775)未年11月	口上覚	落合村:長左衛門、證人:新次郎	尾川村:宇兵衛	借金の返済に付き、證文の取り返し。	山田・天野原-65	原	状	1	28
近世399	F2	安永6(1777)酉年12月	質物ニ相渡申田地證文之事	田地渡主:宇兵衛、親類證人:伝左衛門外3名	与左衛門	年貢の上納のため、上田2反3畝歩を質物にして、金3兩1分を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世400	F2	天明7(1787)未年12月	借用申金子證文之事	借主:万右衛門、近所請人:吉三郎、清右衛門	尾川村:宇兵衛	末年貢納入に差し詰まり、山を担保にして、金3分借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世401	F2	天明7(1787)未年極月	質物ニ相渡申田地證文之事	落合村地主:甚左衛門、親類請人:助右衛門、組頭:政右衛門	尾川村:宇兵衛	年貢の納入に困り、上田、中田を担保(坪付け記載)にして、金7兩2分を借用する。	山田・天野原-67	原	状	1	28
近世402	F2	天明7(1787)未年12月	質物相渡申田地證文之事	落合村地主:勘左衛門、同所親類請人:助左衛門 外2名	尾川村:久七	末年貢納入に差し詰まり、坪付に示す田地を質物として、金6兩3分2朱を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世403	F2	寛政9(1797)巳年12月	相渡申田地證文之事	田地主:七郎右衛門、親類:吉太夫(後欠)	欠	当巳の年貢納入に差し詰まり、下畑2畝25歩を担保に、金1兩2分を10ヶ年季にて借用する。	山田・天野原-68	原	状	1	28
近世404	F2	寛政12(1800)申年12月1日	相渡し申田地證文之事	尾川村田地渡主:宇兵衛、親類:伝左衛門、庄屋:正左衛門	ちば村:善蔵	年貢納入に差し詰まり、田地を担保として、酉から午年まで10年季にて、金38兩1分を調達する。	山田・天野原-69	原	状	1	28
近世405	F2	享和元(1801)酉年10月	山證文之事	山渡主:庄太郎、證人:権七郎	宇兵衛	山林を担保に500文調達する。	山田家文章尾川村	原	状	1	28
近世406	F2	享和2(1802)戌年12月	相渡シ申畑證文之事	尾川村畑渡主:伝左衛門、證人:宇兵衛、庄屋:与兵衛	大草村:清八	戌年貢上納に差し詰まり、中畑2畝15歩を相渡し、金3兩400文を調達する		原	状	1	28
近世407	F2	文化4(1807)卯年11月1日	預申御金之事	尾川村百姓代預主:孫右衛門、證人:清蔵、庄屋證人:与兵衛	掛川御代官所	小笠山供所、宮殿、鳥居修復のために金子3兩2分調達する。質物は田地。未・辰年に返却を約す。	山田・天野原-70	原	状	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.13

分類:F-2 商業-金融

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世408	F2	文化5(1808)辰年11月1日	借用申金子之事	尾川村庄屋預主:与兵衛、外組頭・百姓代連名	掛川 山崎万右衛門	村入用に差し詰まり、金4両を借用する。利息は年利1割。来年の巳年に返却を約束する。	山田・天野原-71	原	状	1	28
近世409	F2	文化6(1809)巳年	借用申金子之事	尾川村借主:宇兵衛、同村證人:兵右衛門	大島屋 大津十路 平左衛門	丑年貢納入に差し詰まり、上田4反5畝を担保に金10両を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世410	F2	文化11(1814)戌年極月1日	借用申金子之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:兵右衛門	糺屋平左衛門	止むを得ない理由で、上田を担保にして、金3両を借用。来年の亥年中に返却を約す。	山田・天野原-72	原	状	1	28
近世411	F2	文化13(1816)子年9月28日	借用申金子證文之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:兵右衛門	大津小路:平左衛門	上納金に差し詰まり、上田1反1畝24歩を担保として、金5両を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世412	F2	文化13(1816)子年12月1日	借用申金子之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:兵右衛門	大津小路 平左衛門	諸入用に差し詰まり、上田を質物として、金3両を借用する。来る丑年11月中に元利ともに返却を約す。	山田・天野原-73	原	状	1	28
近世413	F2	文化14(1817)丑年9月28日	借用申金子證文之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:兵右衛門	大津小路 平左衛門	丑の年貢上納に差し詰まり、中田9畝8歩を担保にして、金2両2分を借用。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世414	F2	文化14(1817)丑年	借用申金子證文之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:兵右衛門	大津小路:平左衛門	丑上納金に差し詰まり、上田1反1畝24歩を担保として、金5両を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世415	F2	文化14(1817)丑年	借用申金子之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:兵右衛門	島田宿大津小路:平左衛門	止むを得ない理由で、上田を質物として、金3両を借用する。来る寅年の11月に返却を約す。	山田・天野原-74(3)	原	状	1	28
近世416	F2	文化14(1817)丑年	借用申金子之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:兵右衛門	大津小路 平左衛門	止むを得ない理由により、田地を質物として、金2両2分を借用する。寅年11月に返却を約す。	山田・天野原-74(1)	原	状	1	28
近世417	F2	文化14(1817)丑年	借用申金子之事	尾川村借主:宇兵衛、証人:兵右衛門	嶋田宿 平左衛門	丑の年貢納入のため、上田1反5畝歩を質物として、金10両を借用する。	山田・天野原-74(2)	原	状	1	28
近世418	F2	文化15(1818)寅年12月	借用申金子之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:兵右衛門	大津小路:平左衛門	寅年の入用に付き、中田9畝8歩を担保に金2両を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世419	F2	文政2(1819)卯年12月	借用申金子之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:兵右衛門	大津小路:平左衛門	卯年貢に差し詰まり、上田1反1畝24歩を担保に、金5両を借用する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世420	F2	文政2(1819)卯年12月	質物ニ相渡シ申田地證文之事	尾川村借主:宇兵衛、證人:伝四郎外1名、組頭:兵右衛門	千葉源兵衛	年貢上納のため、上田1反4畝12歩を質物として、金6両1分を調達する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世421	F2	文政5(1822)午年12月	借増證文之事	尾川村金子借主:宇兵衛、庄屋:与右衛門 外	大草村 清八	午年貢に差し詰まり、分米3石3斗8升の地所を担保として、金3両2分を借用する。	山田・天野原-79	原	状	1	28
近世422	F2	天保14(1843)卯年8月	相渡申長間林證文之事	株主:半之丞 外1名	瑞雲寺	年貢納入に差し支え、「長間林」を質物として、金2両2分を借用する。20ヵ年季で返済を約す。	山田・天野原-83	原	状	1	28
近世423	F2	弘化3(1846)午年12月	質物ニ相渡申田地證文之事	落合村田地渡主:藤右衛門、證人:三郎兵衛門	尾川村:亀右衛門	條助が尾川村に所持する土地を私が質物としていたが、その土地を私が貴殿に預け金66両を借用。條助から土地請け戻しの請求あれば返済されたし。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世424	F2	嘉永2(1849)酉年10月	覚	預り主:大内蔵	世話人様	当村半右衛門の無尽金の請取について記載する。		原	状	1	28
近世425	F2	安政2(1855)卯年12月	質物相渡田地證文之事	尾川村田地主:宇兵衛、大草村親類:源右衛門 外3名	佐次右衛門、才次郎	卯年貢に差し詰まり、高11石3斗5升6合3勺の田地を担保に、金46両、永470文を調達する。	山田家文書尾川村	原	状	1	28
近世426	F2	安政6(1859)未年11月	無尽仕法帳 法蔵寺	なし	なし	金額、口数、掛金、札数等を記載する。		原	綴り	1	28
近世427	F2	文久元(1861)酉年12月	金子證文之事	尾川村百姓代:林蔵、組頭:卯兵衛	鈴木九郎左衛門	金101両2分にて島田宿佐右衛門に売り渡した田地は、地味良好なので、手放さないでもらいたい。借金は必ず返済するから。	山田・天野原-92	原	状	1	28

## 地区番号:3 地区名:大津

NO.14

分類:F-2 商業-金融

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世 428	F2	欠(江戸時代)子年4月10日	借用申金子證文之事	尾川村借主:宇兵衛、証人:兵右衛門	大津小路 平左衛門	止むを得ない理由により、金2両借用する。質物の記載はなし。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 429	F2	欠(江戸時代)寅年7月	借用申金子之事	尾川村:宇兵衛	大津小路平左衛門	止むを得ない理由により、金2分を借用する。質物の記載はなし。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 430	F2	欠(江戸時代)10月29日	借用申金子之事	尾川村借主:宇兵衛、証人:兵右衛門	嶋田宿:平左衛門	入用に付き、金1両2分を借用する。質物に記載はなし	山田家文書	原	状	1	28
近世 431	F2	欠(江戸時代)	覚	なし	なし	講落札者の月と名前を順次記載する。	山田家文書 尾川村	原	横	1	28
近世 432	F2	明治2(1869)巳年10月29日	覚	なし	なし	志太郡大津村4ヵ村内の百姓中で行なわれる講(無尽講)の落ち札の内容を記載する。		原	横	1	28
近世 433	F2	欠(江戸時代)	(断簡)	欠	欠	貸地・借用・手形証文(虫食い断片)	山田家文書	原	状	50	28

分類:G-1 交通・通信-宿駅

近世 434	G1	文久3(1863)亥年正月25日	御上洛人馬取調書上帳 尾川村	尾川村名主:安五郎、外3役	嶋田御役所	「尾川村覚」として人物名を書上。また、「人足勤方覚」として、箆等の乗り物の分担者名を書上。	山田家文書 尾川村	原	横	1	28
-----------	----	------------------	-------------------	---------------	-------	---	--------------	---	---	---	----

分類:G-2 交通・通信-助郷

近世 435	G2	天保13(1842)寅年	巳・未・戌・亥・子・丑年助郷諸入用 書上帳 東海道嶋田宿助郷・尾川村	太田撰津守領分尾川村与頭:亀右衛門外1名 三井善三郎知行所尾川村名主:伊平郎外1名	五街道御取締御役人衆中	定助郷としての諸入用、金銭を記載する	山田家文書 尾川6-8	原	縦	1	28
近世 436	G2	明治元年(1868)辰年	嶋田宿助郷高調書(下部破損)	尾川村名主:宇兵衛、組頭:久四郎	嶋田御役所	明治元年から明治4年迄の助郷勤高調書を綴込み。	山田家文書 尾川7-11	原	縦	1	28

分類:G-3 交通・通信-通行

近世 437	G3	明治4(1871)未年9月	一札之事	尾川村:兵左衛門		往来手形	山田・天野 原-106	原	状	1	28
-----------	----	---------------	------	----------	--	------	----------------	---	---	---	----

分類:H-1 水利・土木-水利

近世 438	H1	延享元年(1744)子年5月	御普請所自普請所仕來書付 志太郡野田村	野田村名主:佐次右衛門、組頭: 十兵衛外4名	嶋田御役所	役所からの要望により、当村過去における普請の場所を、理由をつけて報告したもの(下書き)。		原	縦	1	28
近世 439	H1	安政5年(1858)午年12月	大津谷川通り御普請帳 掛川領尾川村	なし	なし	切れ所延長分の入用諸品、人足等を、また文末にその合計の入用金、米を記載する。	山田家文書 尾川村	原	縦	1	28

分類:I-1 災害・救恤-災害

近世 440	I1	明和4(1767)年7月	当亥損地小前帳	尾川村名主:宇兵衛、外3役	欠	当7月13日、大津川通り、大雨にて出水、四方に石が入り込み損地となる。その該当者の氏名、反別、分米等を記載する。※紙保存状態不良	山田家文書 尾川村	原	横	1	28
近世 441	I1	嘉永7(1854)甲寅年7月	口上ニ申置	「宇兵衛26才の時」との記入あり。	なし	11月4日地震につき、4日～20日の間藪入りとする、と記載する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 442	I1	文久2(1862)戌年8月	麻疹極難儀者調書上帳	尾川村組頭:宇兵衛、百姓代:林蔵	小林良平	一家族ごと全員の名前、年令をあげ、その中の麻疹人を指摘している。	山田家文書 尾川村	原	横	1	28
近世 443	I1	欠(江戸時代)卯年9月	乍恐以書付奉願上候	尾川村百姓代:与兵衛、組頭:孫兵衛、庄屋:宇兵衛	近藤官左衛門	田方旱魃に付き、当5月にその調査見分をいただき、その結果減免を願いたい旨を記載する。	山田家文書 尾川村	原	状	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.15

分類:J-1 教育・文化-教育

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世 444	J1	文化9(1812)申年10月2日	御手本	尾川村 山田(裏表紙)	なし	手習い	山田家文書 尾川村	原	縦	1	28
近世 445	J1	天保12(1841)丑年吉日	御用文章	尾川村:山田宇兵衛	なし	文章の書き方の書式を示す。	山田家文書 尾川村	原	縦	1	28

分類:J-2 教育・文化-学芸

近世 446	J2	欠(江戸時代)	五倫口解(全)	なし	なし	明倫大意、父子有親、君臣有義、夫婦有別等の項目あり。		原	縦	1	28
近世 447	J2	欠(江戸時代)	欠(尾川山田代)	なし	なし	”当ご以降掛りうた、となえうた”(文末にあり) ※破損著しく、縦帳ほころびバラで2枚。	山田家文書 尾川村	原	縦	1	28
近世 448	J2	欠(江戸時代)	六論衍義大意	なし	なし	孝順父母、尊敬長上、和睦郷里の項目あり。		原	縦	1	28
近世 449	J2	欠	欠(うた)	なし	なし	四季とりどりの和歌を書き留める。		原	綴り	1	28

分類:J-3 教育・文化-文化

近世 450	J3	欠(江戸時代)	東西標準大平論(巻之八)	尾川村:山田(裏表紙)	なし	読み本	山田家文書 尾川村	原	縦	1	28
-----------	----	---------	--------------	-------------	----	-----	--------------	---	---	---	----

分類:K-1 宗教・習俗・身分-宗教

近世 451	K1	承和8年~承久4年(841~1222)	千葉山智満寺関係文書 神奈川 金沢文庫蔵	略	なし	忍空授銀阿状(承和8)、施諸餓鬼飯食及水法並手印(治承4)、阿弥陀秘口決(建久7)、以念仏次第天台(建保2)、簡要略録(承久4)等		写真	綴り	5	28
近世 452	K1	寛永20(1643)癸未年10月吉日	遣打大事	天台沙門法印正海	なし	先三礼の経文を記す。		コピー	状	1	28
近世 453	K1	延宝7(1679)己未年12月吉日	七仏薬師	教田坊貞順	岡村兵四郎	七仏薬師名を梵字付きで列举する。		コピー	状	1	28
近世 454	K1	享保8(1723)卯年	今度千葉山惣百姓対智満寺願書相 認東叡山江差上申候ニ付拙者共取 扱候覚	尾川村名主、落合村名主、野田 村名主(氏名略)と相賀村:石田 左門	なし	尾川村等4ヵ村が千葉山智満寺に対して勤めるべき祭礼、 観音御供、定納増米等について申し合わせ、幕府にその許 可を得んとするもの。	渡辺義郎家文 書 本通り7丁 目	原	状	1	28
近世 455	K1	延享元(1744)甲子年8月	九字大事護身法大事	天阿闍梨賢者法印志海	受与岡村氏	護身の印につき5通りを列举する。また九字については普賢 三昧印外8通りを示す。		コピー	状	2	28
近世 456	K1	延享2(1745)年	慶寿寺返答書写 内 乍恐返答書を以奉願上候	松平能登守領分志太郡大草村、 京都東山泉涌寺末慶寿寺義円	寺社御奉行所	先住の弟子舜盛が田地1町2反余りの土地を自分の出世助 力の為に特別師匠の通泰から認められたものと主張してい るが、それは違うと、義円が経緯を述べる。	山田家文書 尾川村	原	縦	1	28
近世 457	K1	文政12(1829)己丑年10月	諸堂葺替勸化帳(瑞雲寺取次)	天徳寺	なし	提出金銭とその人名を記載する。	山田家文書 尾川6-5	原	縦	1	28
近世 458	K1	弘化5(1848)戊申年2月	寺社書上帳(掛川領尾川村)	尾川村組頭:亀右衛門	名波川吉	天徳寺末寺向富寺・法蔵寺の除地、建造物等を記載。また 社については、天王社西宮社、権現社、大塔社、諏訪社を 記載する。	山田家文書 尾川6-9	原	縦	1	28
近世 459	K1	嘉永7(1854)年8月吉日	寅年法蔵寺出入覚帳	なし	なし	卯年(安政2年)扶持米、畑畝田米、また、安政3年本山改 めにつき取調覚等の「覚」を掲載する。安政4年まで。	山田家文書	原	横	1	28
近世 460	K1	安政3(1856)辰年4月	御尋ニ付書上帳 尾川村 法蔵寺、向富寺扣	尾川村法蔵寺世話人:山田宇兵 衛、安五郎、向富寺世話人:長谷 川三郎兵衛、久七	御本山御役寮	寺の諸向に付きお尋ねがあったので、それぞれの寺の建 物、本尊、石高(除地)等を詳細に記載して提出したもの。	山田家文書 尾川6-12	原	縦	1	28

# 地区番号:3 地区名:大津

NO.16

分類:K-1 宗教・習俗・身分-宗教

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形態	数量	箱 番号
近世 461	K1	安政7(1860)申年正月吉日	申年より寺取調並散田帳 法蔵寺	なし	なし	出納明細簿		原	綴り	1	28
近世 462	K1	欠(江戸時代)	敷渡申田地証文之事	(寺)	元島田 伊藤甚五郎	先代からの借金を未払いのままになっているが、檀家と相談の結果、中田1反1畝3歩を敷渡す。	山田・天野 原-129	原	状	1	28
近世 463	K1	欠(江戸時代)	なし	尾川村	欠	西宮社、法蔵寺等の社寺に渡す金銭を記載する。合計:永12貫443文	山田・天野 原-130(1)	原	状	1	28
近世 464	K1	明治5(1872)壬申年12月	本尊開運千手観世音開扉に付寄進 御連名帳	千葉山浄利院智満寺執事	なし	寄進者の連名と共に、その前文で、当千手観音が古来より諸願成就の本尊であることを述べる。	山田家文書 尾川8-2	原	縦	1	28

分類:K-2 宗教・習俗・身分-習俗

近世 465	K2	欠(江戸時代)	なし	なし	なし	全国各地の地蔵を記載する(73カ所)。	山田・天野 原-140	原	綴り	1	28
-----------	----	---------	----	----	----	---------------------	----------------	---	----	---	----

分類:K-3 宗教・習俗・身分-身分

近世 466	K3	宝永8(1711)卯年4月10日	證門(文)之事	尾川村孫右衛門、扱人:小郎左衛門、孫兵衛	五人組衆:宇兵衛、太郎左衛門、新兵衛、小左衛門	孫右衛門の俵は、当村の寺に入り込み、いたづらをしたが、歳も若年に付き、内緒とすることに落着する。その詫び証文。	山田・天野 原-66	原	状	1	28
近世 467	K3	寛保元(1741)酉年12月	御請状之事	人主:清次郎、請人:孫助	宇兵衛	当酉の暮れより戌年12月28日まで1年季にて仁助を奉公勤めに差入れる。その代償として、金子1両1分2朱と200文を受け取る。	山田・天野 原-51	原	状	1	28
近世 468	K3	延享3(1746)寅年12月	御請状之事	野田村人主:清八郎、同断請人:作兵衛	尾川村:宇兵衛	善次郎を当寅年暮れより卯年12月28日まで1年季にて奉公に差し入れる。その代償として、金子1両2分を受け取る。	山田・天野 原-54	原	状	1	28
近世 469	K3	宝暦2(1752)申年12月	御請状之事	人主:勘助、請人:徳右衛門	宇兵衛	金2分2朱にて1年季奉公	山田家文書 尾川村	原	状	1	28
近世 470	K3	慶応2(1866)年12月	差出申一札之事	借主:伝左衛門、親類:又右衛門、外近所3名	川方御役人	川方勤役中の引負金74両余り、その償いが出来ないのので、自分の住居(伝馬屋敷、建家とも)を差し渡すが、空き家が見つかるまで借宅として使用したい。	渡辺義郎家文書 本通り7丁目	原	状	1	28

分類:M 地図

近世 471	M	寛文4(1664)甲辰年7月6日	(絵図)	妻彦古、岡豊前、渡大隅、村(欠)、賀、甲斐、井河内	なし	千葉山智満寺と尾川村との境界論争につき、その裁判状。	山田・天野	原	図	1	28
近世 472	M	元禄9(1696)子年2月1日	(絵図)	なし	なし	尾川村の絵図		原	図	1	28
近世 473	M	安政5(1858)午年7月	(絵図)	尾川村組頭:宇兵衛	なし	6月12日大出水に付き、織本兵八様代官地方小林良平様見分の尾川村絵図	山田家文書 尾川村	原	図	1	28
近世 474	M	欠(江戸時代)	(絵図)	井河内、賀甲斐、外4名連印(この4名は破損・欠)	なし	千葉山智満寺と尾川村の境界定め		原	図	1	28
近世 475	M	欠(江戸時代)	(絵図)	なし	なし	尾川村の絵図		原	図	1	28
近世 476	M	欠(江戸時代)	(絵図)	なし	なし	尾川村、大津谷川通の御普請所絵図		原	図	1	28
近世 477	M	欠(江戸時代)	(絵図)	なし	なし	尾川村絵図		原	図	1	28
近世 478	M	なし	(地図)	なし	なし	大津、野田地区の地図で、番地、等級と所有者氏名を記入。※昭和戦前以前の地図と思われる。		原	図	1	28
近世 479	M	なし	(地図)	〈地図・大津村(千葉、大草、尾川、落合)と初倉村船木)	なし	縮尺1800分の1。番地と田畑等種別を示す。和紙、原紙を使用。※昭和戦前以前の地図。	木箱入り	原	図	5	2階 書庫

## 地区番号:3 地区名:大津

NO.17

分類:X 家

番号	分類	年号(西暦)干支年月日	標 題	差出人(役名・名前)	受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原本 コピー 写真	形 態	数 量	箱 番 号
近世 480	X	明治7(1874)年	諸書類預け置 尾川村	なし	なし	人別帳、地券帳等17点、扱所に預けたものを記載する。		原	横半	1	28
近世 481	X	欠(明治時代)	(書簡)	伊平 外	天野正太郎	お茶を鉄道にて送ったことの通知。菓の入り用の可否を問う。金子支払いの請求。	山田・天野 原-142	原	状	3	28
近世 482	X	欠	(書簡)	欠	欠	略		原	状	3	28

分類:Z 雑

近世 483	Z	欠	(断簡)	略	略	尾川村関係文書		原	状	11 一括	64
近世 484	Z	欠	(断簡)	欠	欠	尾川村関係文書		原	状	27 一括	64